



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 田 谷
代表者名 代表取締役社長 田谷 和正
(コード番号 4679 東証第一部)
問合せ先 総務部長 高橋 克訓
(TEL. 03 - 5772 - 8402)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 21 日開催予定の第 42 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。尚、下記の定款変更の効力発生日は平成 28 年 6 月 21 日となります。

記

1. 変更の理由

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

- (1) 平成 28 年 4 月 27 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示のとおり、「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日（平成 26 年法律第 90 号）に施行されたことにより、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。
- (2) 当社の取締役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で免除できる旨を定めるため、定款第 31 条第 1 項を新設するものであります。なお本件につきましてはあらかじめ監査役全員の同意を得ております。
- (3) その他、字句の修正および上記内容に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p>第7条 (自己株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により</u>、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>第9条 (単元未満株主の権利制限) 当社の株主は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>第11条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p>第7条 (自己株式の取得) 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>第9条 (単元未満株主の権利制限) 当社の<u>単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、<u>これを公告する。</u></p> <p>第11条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>

第19条（取締役の員数）

当社の取締役は、12名以内とする。

（新 設）

第20条（取締役の選任）

当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

③当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（新 設）

第22条（代表取締役および役付取締役）

当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

（新 設）

②当社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また、必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第19条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。

②当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、3名とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また、必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第27条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（新 設）

第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第23条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第27条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第28条（業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第29条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第29条（取締役会規則）

当社の取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第30条（取締役の責任免除）

（新設）

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最低限度額は、法令に定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

第31条（監査役の数）

当社の監査役は、5名以内とする。

第32条（監査役の選任）

当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決権は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選

第30条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第31条（取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最低限度額は、法令に定める額とする。

第5章 監査等委員会

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

定する。

第35条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第37条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第38条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第39条（監査役会規則）

当社の監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第40条（監査役の責任免除）

当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最低限度額は、法令に定める額とする。

第6章 会計監査人

第41条～第42条（条文省略）

第43条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会

（削 除）

第32条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第33条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第34条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第35条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

（削 除）

第6章 会計監査人

第36条～第37条（現行どおり）

第38条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委

<p>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第44条～第47条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p><u>員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第39条～第42条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>第42期定時株主総会終結前の監査役（監査役であつた者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p>
---	---

以 上